

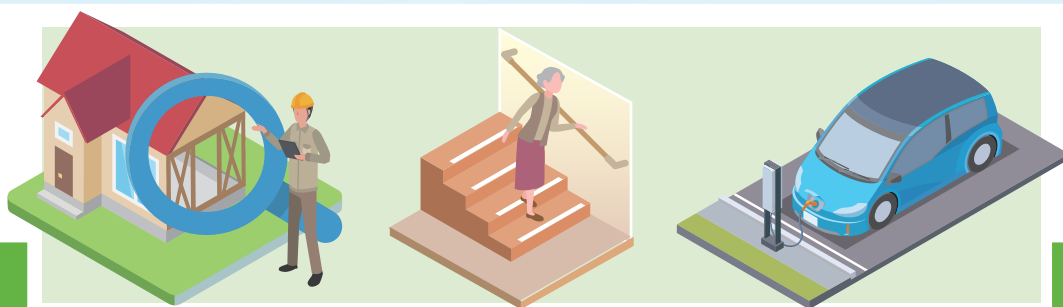
川崎市 住まい助成制度等ご案内

融資・助成制度等一覧ガイド

川崎市にお住まいの方へ
ご存知でしたか?!



川崎市には、住まいに関する様々な助成制度があります。
ぜひ、ご参考にしてください。



利用方法・目次



本書の利用方法

- 本書は、対象一覧表になっています。
各制度には、概要、所管、連絡先が記載されています。
- 本書は、制度の概要のみ記載しています。詳しい内容は、所管・連絡先までお問い合わせください。
- 本書は、「川崎市住宅供給公社」ホームページからも閲覧できます。



ご注意

- 各制度には、条件や予算限度額等がありますので、利用の可否については、必ず各所管にてご確認ください。
- 所管がわからない、該当する項目がわからない場合等は、裏表紙に記載してあるハウジングサロンにご相談ください。



目次

▼目的別キーワード

▼各種制度内容

▼頁

高齢者・障害者・
バリアフリー

- 高齢者世帯向け制度
- 障害者世帯向け制度
- 賃貸住宅入居支援制度
- バリアフリー制度
- 一般融資等

P.2
} P.3

環境・省エネ・
緑化・上下水道・
道路

- アスベスト
- 省資源設備関係
- 環境配慮設備関係
- 緑化関係
- 雨水設備関係
- 排水設備関係
- 道路関係

P.4
} P.5

耐震・防災・防犯

- 耐震関係
- 防災まちづくり整備関係
- 宅地造成・がけ関係
- 防犯関係

P.6
} P.7

税制関係

- 税制関係

P.7

住環境まちづくり

- アドバイザー派遣制度
- コンサルタント等派遣制度
- 住環境まちづくり

P.8

国・神奈川県における住宅の省エネに関する補助制度

P.9

川崎市における 住まいに関する融資・助成等制度一覧表

高齢者・障害者・バリアフリー

制度名	対象				所管 連絡先	制度概要
	戸建て住宅	賃貸マンション	分譲マンション (専有部)	分譲マンション (共用部)		
高齢者世帯向け制度						
介護保険制度住宅改修費	●	▲ ¹	●	▲ ²	健康福祉局 介護保険課	要介護・要支援認定された高齢者が行う住宅改修の費用を、一定範囲で保険給付する。(支給限度額は20万円) 具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 介護認定給付係 ※ ¹ : 家屋所有者の承諾が必要 ※ ² : 各区役所へ要相談
					☎044-200-2687	
介護保険制度福祉用具貸与	●	●	●	▲	健康福祉局 介護保険課	要介護・要支援認定された高齢者に手すり等の福祉用具を、1割から3割の金額で貸与する。 具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 介護認定給付係 ※ ¹ : 各区役所へ要相談
					☎044-200-2687	
介護保険制度 特定福祉用具販売	●	●	●	▲	健康福祉局 介護保険課	要介護・要支援認定された高齢者に入浴補助用具や腰掛便座等の特定福祉用具を購入する費用を、一定範囲で保険給付する。(支給限度額は毎年度10万円) 具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 介護認定給付係 ※ ¹ : 各区役所へ要相談
					☎044-200-2687	
高齢者住宅改造費助成事業	●	▲	●		健康福祉局 高齢者在宅サービス課	要介護・要支援認定を受けた高齢者が行う住宅改造に必要な費用を所得に応じて全部又は一部を助成する。(助成額上限額は100万円) 具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 高齢者支援担当 ※ ¹ : 家屋所有者の承諾が必要
					☎044-200-2677	
日常生活用具給付事業	●	▲	●		健康福祉局 高齢者在宅サービス課	防火等の配慮が必要で、世帯全員が市町村民税非課税の高齢者世帯等に自動消火器及び電磁調理器を給付する。 具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 高齢者支援担当 ※ ¹ : 自動消火器は家屋所有者の承諾が必要
					☎044-200-2677	
高齢者等緊急通報 システム事業	●	▲	●		健康福祉局 高齢者在宅サービス課	独居等の高齢者に、発作等に備え、緊急時の連絡体制を確保するサービスを提供する。 具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区役所 高齢・障害課 高齢者支援担当 ※ ¹ : 自宅設置型は家屋所有者の承諾が必要
					☎044-200-2677	
※各区役所の高齢・障害課 連絡先					(川崎区) ☎044-201-3080 (幸 区) ☎044-556-6619 (中原区) ☎044-744-3217 (高津区) ☎044-861-3255 (宮前区) ☎044-856-3242 (多摩区) ☎044-935-3266 (麻生区) ☎044-965-5148	
家具転倒防止金具取付事業	●		●		健康福祉局 地域包括ケア推進室	高齢者・障害者のみの世帯等を対象に、震災発生時における家具の転倒を防止する「転倒防止金具」の取付を無料で行う。
					☎044-200-2926	
生活福祉資金貸付制度	●		●		各区社会福祉協議会	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行う。 住宅の増改築、補修、福祉用具等の購入に必要な経費は、「福祉資金」での相談となる。(貸付には条件・基準あり) ※具体的な相談・申請窓口は、お住まいの区社会福祉協議会
					(川崎区) ☎044-246-5500 (幸 区) ☎044-556-5500 (中原区) ☎044-722-5500 (高津区) ☎044-812-5500 (宮前区) ☎044-856-5500 (多摩区) ☎044-935-5500 (麻生区) ☎044-952-5500	

高齢者・障害者・バリアフリー

制度名	対象				所管 連絡先	制度概要
	戸建て住宅	賃貸 マンション	分譲 マンション (専有部)	分譲 マンション (共用部)		
障害者世帯向け制度						
在宅重度障害者(児) やさしい住まい推進事業	●		●		健康福祉局 障害福祉課	重度障害者(児)が現に居住する市内の既存住宅を障害の状況に適するように行う改良工事、自立促進用具の設置や修理に必要な費用の一部又は全部を助成する。
					☎044-200-2653	
川崎市障害児(者) 日常生活用具給付等事業	●		●		健康福祉局 障害福祉課	障害児(者)に日常生活の便宜を図ることを目的に日常生活用具を給付する。
					☎044-200-2653	
障害者緊急通報システム 設置運営事業	●		●		健康福祉局 障害福祉課	一人暮らしの重度障害者等に対して、緊急時における連絡を確保するために、通報装置を設置する。
					☎044-200-2653	
家具転倒防止金具取付事業	●		●		健康福祉局 地域包括ケア推進室	高齢者・障害者のみの世帯等を対象に、震災発生時における家具の転倒を防止する「転倒防止金具」の取付を無料で行う。
					☎044-200-2926	
賃貸住宅入居支援制度						
川崎市居住支援制度	●		●		川崎市住宅供給公社	高齢者等がアパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、家賃の支払能力等があるにもかかわらず、保証人が見つからない場合に、川崎市の指定する保証会社を利用することで、入居機会の確保と安定した居住継続を支援する制度。
					☎044-244-7590	
川崎市住居確保給付金 (家賃補助)		●			だいJOBセンター (川崎市生活自立・ 仕事相談センター)	住居を喪失している又は喪失するおそれのある離職された方又は個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで就業機会が減少した方などに家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
					☎044-245-5120	
川崎市住居確保給付金 (転居費用補助)	●	●	●		だいJOBセンター (川崎市生活自立・ 仕事相談センター)	離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給し、家計の改善に向けた支援を行う。
					☎044-245-5120	
バリアフリー制度						
マンション段差解消工事等 費用助成制度				●	まちづくり局 住宅整備推進課	分譲マンションの管理組合が、マンション共用部の段差のある箇所に、手すりやスロープを設置する場合に、工事費用の一部を助成する。
					☎044-200-2996	
一般融資等						
勤労者生活資金貸付制度	●		●		経済労働局 労働・人材支援部	生活資金(住宅の増改築・修繕費等を含む)について市と提携する金融機関が低利で融資する。(市内に1年以上在住、同一事業所1年以上勤務等、いくつかの申込資格あり)
					☎044-200-2271	
環境配慮建築物向け 住宅ローン	●		●		まちづくり局 建築管理課	「川崎市建築物環境配慮制度」と連携した環境配慮マンション・戸建住宅向け住宅ローン
					☎044-200-3026	

環境・省エネ・緑化・上下水道・道路

制度名	対象				所管 連絡先	制度概要
	戸建て住宅	賃貸マンション	分譲マンション (専有部)	分譲マンション (共用部)		
アスベスト						
民間建築物吹付け アスベスト対策事業	▲	▲	▲	●	まちづくり局 建築指導課	吹付けアスベストの含有調査及び除去工事等の費用の一部を補助する。 ※▲：調査のみ補助対象
					☎044-200-2757	
省資源設備関係						
家庭用生ごみ処理機等 購入費助成制度	●		●		環境局 減量推進課	家庭から排出される生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機等の購入費の一部を助成する。
					☎044-200-2579	
環境配慮設備関係						
太陽光発電設備等 設置費補助金	●	●	●	●	環境局 脱炭素戦略推進室	個人住宅又は共同住宅に太陽光発電設備（FIT適用するもの・しないもの）、蓄電池、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等を導入する際にその費用の一部を補助する。（補助には条件・基準あり）
					☎044-200-2178	
電気自動車等用充電設備 設置費補助金（共同住宅向け EV用充電インフラ補助金）		●		●	環境局 地域環境共創課	共同住宅の駐車場に電気自動車充電用の普通充電設備を設置する際に、購入費と設置工事費の一部を補助する。
					☎044-200-2530	
緑化関係						
緑化助成事業	●		●	●	公益財団法人 川崎市公園緑地協会	【屋上・壁面緑化】 建物の屋上を緑化する場合、又は建物等の壁面のうち公共性があると認められる場所を緑化する場合に、費用の一部を助成します。
						【生垣づくり】 公道に面して、5m以上の生垣を新設する場合、又はブロック塀を撤去し生垣を設置する場合に、必要な費用の一部を助成する。
						【駐車場緑化】 公道に面して、緑化延長10m以上の植樹帯を新設する場合、樹木を援助する。
						☎044-711-6631
雨水設備関係						
雨水貯留タンク設置購入 補助金交付制度	●	●	●	●	危機管理本部 危機対策担当	雨どいに直接接続することで、雨水を飲用以外の散水等として使用できるなど、大地震時には断水等の防災対策としても有効な手段となる雨水貯留タンクを購入及び設置した場合の費用について、その一部を補助する。（補助には条件・基準あり）
					☎044-200-2858	
止水板購入促進 補助金交付制度	●	●	●	●	危機管理本部 危機対策担当	住宅等への浸水被害を軽減するため、自宅の玄関や共同住宅、事業所の出入口などに設置する「簡易型止水板」の購入費用について、その一部を補助する。（補助には条件・基準あり）
					☎044-200-2858	

環境・省エネ・緑化・上下水道・道路

制度名	対象				所管 連絡先	制度概要
	戸建て住宅	賃貸 マンション	分譲 マンション (専有部)	分譲 マンション (共用部)		
排水設備関係						
水洗便所設備費助成制度	●	●		●	上下水道局 下水道管理課	くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や、し尿浄化槽を廃止する工事の費用の一部を助成する。
					☎044-200-0351	
水洗化改造特別助成工事	●	●		●	上下水道局 下水道管理課	生活保護を受けている世帯がくみ取り便所を水洗便所に改造する場合、特別助成として市が工事を施行する。
					☎044-200-0351	
水洗便所改造等 融資あっせん制度	●	●		●	上下水道局 下水道管理課	くみ取り便所を水洗便所に改造する場合やし尿浄化槽を廃止する場合、費用の一部について取扱金融機関に融資のあっせんをし、利子補給を行う。
					☎044-200-0351	
私道共同排水設備 敷設助成制度	●	●		●	上下水道局 下水道管理課	既設の私道に共同排水設備を敷設する場合の費用の一部を助成する。
					☎044-200-0351	
私道共同排水設備 修繕助成制度	●	●		●	上下水道局 下水道管理課	既設の私道共同排水設備を修繕する場合の費用の一部を助成する。
					☎044-200-0351	
私道内公共下水道整備制度	●	●		●	上下水道局 下水道管理課	公道移管が困難な私道に対して、申請により市が公共下水道を整備する。
					☎044-200-0351	
浄化槽の設置に融資、助成	●		●		環境局 収集計画課	公共下水道が完備していない区域で浄化槽による水洗トイレを設置する場合の融資と助成を行う。
					☎044-200-2585	
道路関係						
狭あい道路舗装整備	●			●	まちづくり局 建築審査課	幅員4m未満の道路（建築基準法第42条2項の道路）の拡幅に伴う後退用地の舗装整備を、市が無償で行う。
					☎044-200-3020	
狭あい道路拡幅整備助成金	●			●	まちづくり局 建築審査課	道路（建築基準法第42条2項の道路）後退用地の寄付を行う場合に支障となる物件（塀など）の除却又は移設費用の一部を助成する。
					☎044-200-3020	
私道舗装助成制度	●			●	建設緑政局 施設維持課	私道の舗装整備工事等に必要な費用の一部を助成する。 窓口は、各区役所道路公園センター
					☎044-200-2819	
					(川崎区) ☎044-244-3206 (中原区) ☎044-788-2311 (宮前区) ☎044-877-1661 (麻生区) ☎044-954-0505	(幸 区) ☎044-544-5500 (高津区) ☎044-833-1221 (多摩区) ☎044-946-0044

耐震・防災・防犯

制度名	対象				所管 連絡先	制度概要
	戸建て住宅	賃貸マンション	分譲マンション (専有部)	分譲マンション (共用部)		
耐震関係						
木造住宅耐震診断士派遣制度	●				まちづくり局 防災まちづくり推進課	平成12年5月31日までに建築工事に着手した木造住宅の耐震診断を行うために川崎市に登録された診断士を無料で派遣する。
					☎044-200-3017	
木造住宅耐震改修助成制度	●				まちづくり局 防災まちづくり推進課	平成12年5月31日までに建築工事に着手した木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震性を高めるための工事費用の一部を助成する。
					☎044-200-3017	
建築相談員無料派遣制度	●				まちづくり局 防災まちづくり推進課	過去に市の木造住宅耐震診断士派遣制度を活用して耐震診断を行った方に、耐震改修やリフォーム等のアドバイスをを行う建築相談員を無料で派遣する。
					☎044-200-3017	
耐震シェルター等設置助成制度	●				まちづくり局 防災まちづくり推進課	旧耐震基準の木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震シェルター・防災ベッドを設置する費用の一部を助成する。
					☎044-200-3017	
マンション耐震診断に係る予備調査事業				●	まちづくり局 防災まちづくり推進課	旧耐震基準の分譲マンションの予備調査を行う建築士を無料で派遣する。
					☎044-200-3017	
マンション耐震改修等事業助成制度				●	まちづくり局 防災まちづくり推進課	旧耐震基準の分譲マンションの耐震診断、耐震設計又は耐震改修に要する費用の一部を助成する。
					☎044-200-3017	
マンション耐震相談員の派遣				●	まちづくり局 防災まちづくり推進課	過去に耐震診断を行った旧耐震基準の分譲マンションの管理組合に対し、診断結果や耐震改修実施までの流れ等について相談対応をする建築士を無料で派遣する。
					☎044-200-3017	
防災まちづくり整備関係						
密集住宅市街地整備促進事業	●	●	●	●	まちづくり局 防災まちづくり推進課	不燃化重点対策地区において、複数の老朽建築物を耐火・準耐火建築物の共同住宅等へ建て替える事業に対し、その調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の一部を補助する。
					☎044-200-2731	
住宅等不燃化推進事業 (耐火性能強化)	●	●	●	●	まちづくり局 防災まちづくり推進課	不燃化重点対策地区において、住宅等の建築にあたって不燃化推進条例に基づき、耐火・準耐火建築物へと耐火性能を強化することに係る費用の一部を補助する。
					☎044-200-2731	
住宅等不燃化推進事業 (老朽建築物除却)	●	●	●	●	まちづくり局 防災まちづくり推進課	不燃化重点対策地区において、老朽建築物(旧耐震基準または耐用年数超過)の除却に係る費用の一部を補助する。
					☎044-200-2731	
住宅等不燃化推進事業 (区画道路拡幅促進)	●	●	●	●	まちづくり局 防災まちづくり推進課	不燃化重点対策地区の拡幅促進路線において、土地所有者等が後退する場合に支障となる塀等の除却又は新たな塀等の新設に係る費用の一部を補助する。
					☎044-200-2731	
優良建築物等整備事業	●		●	●	まちづくり局 地域整備推進課	良好な市街地環境を形成する事業に対し、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の一部を補助する。
					☎044-200-2730	
ブロック塀等撤去促進助成制度	●	●	●	●	まちづくり局 建築指導課	道路又は公園等に面する安全性の確認ができない高さ1.2mを超えるブロック塀等を撤去する場合に、費用の一部を助成する。
					☎044-200-2757	

耐震・防災・防犯

制度名	対象				所管 連絡先	制度概要
	戸建て住宅	賃貸 マンション	分譲 マンション (専有部)	分譲 マンション (共用部)		
宅地造成・がけ関係						
宅地防災工事助成金制度	●			●	まちづくり局 宅地企画指導課 宅地防災担当	宅地災害の防止・復旧を目的とする「宅地防災工事」、 補修・補強を目的とする「宅地減災工事」に対し、工事 費用の一部を助成する。
					☎044-200-3035	
浸水低地改良資金貸付制度	●		●	●	上下水道局 下水道管理課	家屋が低地にあって雨で浸水する場合、盛土等により 改良する工事に必要な資金を貸し付ける。
					☎044-200-0103	
防犯関係						
住宅の無料防犯診断	●		●	●	市民文化局 地域安全推進課	専門知識を有する職員が一戸建て住宅やマンションな どの防犯診断を無料で実施する。
					☎044-200-2284	

税制関係

制度名	対象				所管 連絡先	制度概要
	戸建て住宅	賃貸 マンション	分譲 マンション (専有部)	分譲 マンション (共用部)		
税制関係						
認定長期優良住宅に対する 固定資産税の減額制度	●	●	●	●	(川崎区・幸区) かわさき市税事務所 資産税課 ☎044-200-3958	新築の認定長期優良住宅について、申告により固定資産税を減額する。
耐震改修を行った住宅に 対する固定資産税の 減額制度	●	●	●	●		(中原区) こすぎ市税分室 資産税担当 ☎044-744-3243
バリアフリー改修工事を 行った住宅に対する 固定資産税の減額制度	●		●		(高津区・宮前区) みぞのくち市税事務所 資産税課 ☎044-820-6567	（窓の改修工事を含む）省エネ改修工事をを行った住宅について、申告により固定資産税を減額する（別途認定要件あり）。
省エネ改修工事をを行った 住宅に対する固定資産税の 減額制度	●		●		(多摩区・麻生区) しんゆり市税事務所 資産税課 ☎044-543-8973	新築された日から20年以上を経過した、総戸数10戸以上の区分所有マンションで、2回目以降の長寿命化工事を完了している住宅について、申告により固定資産税を減額する（別途認定要件あり）。
大規模の修繕等が行われた マンションに対する 固定資産税の減額制度			●	●	まちづくり局 住宅整備推進課 ☎044-200-2253	被相続人の住まいを相続した相続人が、一定の要件を満たして当該家屋または土地を譲渡した場合には、申告により譲渡所得の特別控除を受けられる。
空き家の譲渡所得の 特別控除	●					

住環境まちづくり

制度名	対象				所管 連絡先	制度概要
	戸建て住宅	賃貸マンション	分譲マンション (専有部)	分譲マンション (共用部)		
アドバイザー派遣制度						
住まいアドバイザー派遣制度	●		●	●	川崎市住宅供給公社 ハウジングサロン	川崎市住宅供給公社ハウジングサロンにおける戸建て住宅、マンションのリフォームや管理等の相談で、現地相談が必要な場合にアドバイザーを派遣する。
					☎044-874-0180	
コンサルタント等派遣制度						
コンサルタント派遣制度	川崎市まちづくり公社 事業課				良好な市街地環境の形成と促進のためにまちづくりコンサルタントを派遣する。	
	☎044-211-3243					
初動期のまちづくり支援制度	まちづくり局 景観・地区まちづくり支援担当				住民主体の団体、グループ等の初動期のまちづくり活動について、コンサルタント等の派遣により支援を行う。	
	☎044-200-3025					
専門的知識を有する者の派遣	まちづくり局 まちづくり調整課				総合調整条例の手続きを行っている事業の近隣関係住民から求められた場合、都市計画、建築等に関する制度の専門的知識を有する者を派遣する。	
	☎044-200-2936					
住環境まちづくり						
町内会・自治会会館整備補助金交付制度	市民文化局 市民活動推進課				町内会・自治会会館の建替や、新規取得、耐震改修、その他改修等に要する整備費用の一部に対し、補助金を交付する。	
	☎044-200-2479					
防犯灯設置事業	市民文化局 地域安全推進課				町内会・自治会等の申請にもとづき、道路等の公共空間への防犯灯の設置を行う。	
	☎044-200-2284					
防犯灯設置費補助制度	市民文化局 地域安全推進課				町内会・自治会等が所有する防犯灯のLED化や、設置経費に対し、補助金を交付する。	
	☎044-200-2284					
防犯灯管理費・補修費補助制度	市民文化局 地域安全推進課				町内会・自治会等が所有する防犯灯の維持管理費に対し、補助金を交付する。	
	☎044-200-2284					
防犯カメラ設置補助制度	市民文化局 地域安全推進課				町内会・自治会等の防犯活動団体が設置する防犯カメラの設置経費に対し、補助金を交付する。	
	☎044-200-2284					

国・神奈川県における住宅の省エネに関する補助制度

制度名		制度概要		
(国) 住宅省エネ2026キャンペーン				
みらいエコ住宅2026事業 (国土交通省・環境省) 	対象区分	【新築】注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅		リフォーム
	補助対象者	①すべての世帯 ②子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれか		住宅の所有者など
	対象住宅・設備	①GX志向型住宅 ②長期優良住宅、ZEH水準住宅		開口部や躯体の断熱改修、エコ住宅設備の設置など
	金額（定額）	GX志向型住宅：110～125万円 長期優良住宅：75～80万円※1 ZEH水準住宅：35～40万円※1 ※1古家の除却を伴う場合20万円加算 ※2金額は地域区分による		対象設備の性能、サイズなどによる (上限40万～100万円/戸)
先進的窓リノベ2026事業 (環境省) 	対象区分	【既存】戸建住宅・集合住宅		
	補助対象者	住宅の所有者、賃借人、管理組合		
	対象設備	ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換		
	金額（上限）	対象製品の性能、サイズなどによる（上限100万円/戸）		
給湯省エネ2026事業 (経済産業省) 	対象区分	【新築・既存】戸建住宅・集合住宅		
	補助対象者	住宅の所有者、賃借人、管理組合		
	対象設備	エコキュート	ハイブリッド給湯機	エネファーム
	金額 (性能加算あり)	7万円/台	10万円/台	17万円/台
賃貸集合 給湯省エネ2026事業 (経済産業省) 	対象区分	【既存】賃貸集合住宅		
	補助対象者	賃貸集合住宅のオーナー、管理委託を受けている管理法人		
	対象設備	エコジョーズ、エコフィール（いずれか1住戸1台まで）		
	金額（定額）	追い焚き機能あり：7万円 なし：5万円 ⇒どちらも工事の種類によって3万円の加算あり		
問い合わせ先：住宅省エネ2026キャンペーン補助事業合同窓口（0570-081-789）				
(神奈川県) 既存住宅省エネ改修事業費補助金（令和8年度分は令和8年6月11日に申請受付終了）				
令和8年度神奈川県 既存住宅省エネ改修事業費 補助金（神奈川県） 	対象区分	【既存】神奈川県内の戸建住宅・集合住宅		
	補助対象者	住宅の所有者		
	改修箇所	必ず改修：外気に接する窓（玄関ドア等含む） 任意の改修：壁、天井、床		
	補助率	1/3		
	金額（上限）	15万円		
問合せ先:神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室（050-1784-5835）				

[illegible]

専門家による**無料**の相談窓口

窓口相談

ハウジングサロンの窓口で、専門家に直接相談できます。

オンライン相談

自宅からお持ちのスマートフォン、パソコン等を利用しオンラインで相談できます。



すまいの相談窓口での相談

月に1回程度、すまいの相談窓口（川崎区の住宅供給公社本社内）でも相談を実施します。

無料 マンション管理相談

相談日 火・木・土曜日
10時～12時・13時～16時
(祝日及び年末年始は休み)

●窓口相談：回数無制限

管理組合の運営・管理規約・修繕積立金・長期修繕計画・大規模修繕工事・耐震等に関する相談をお受けします。

●現地相談：相談日は相互調整

窓口相談の結果、現地相談が必要と認められたもののうち、「川崎市マンション管理組合登録・支援制度」に登録されているマンション管理組合については、年度内3回を限度に、未登録のマンション管理組合については、年度内1回を限度にアドバイザーを派遣します。

予約制



無料 住宅相談

相談日 火・土曜日 13時～16時
(祝日及び年末年始は休み)

●窓口相談：回数無制限

戸建て住宅及び分譲マンション（専有部分）のリフォーム・バリアフリー・耐震・省エネ等に関する相談をお受けします。

●現地相談：相談日は相互調整

窓口相談の結果、現地相談が必要と認められたものについては、年度内1回を限度にアドバイザーを派遣します。

予約制



相談予約受付

火～土曜日 9時～12時 / 13時～16時
(祝日及び年末年始は休み)

☎044-874-0180



川崎市住宅供給公社 ハウジングサロン

〒211-0053 川崎市中原区上小田中6丁目34番24号 スターブル中原 1階

TEL 044-874-0180 FAX 044-874-0181

ホームページアドレス https://www.kawasaki-jk.or.jp/siteinfo/special/housing_salon.php

監修 川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

発行：令和8年(2026)7月

